

「食品表示ウォッチャー」を募集します

- ☆ 消費者の皆様が日常の買い物の機会等を利用して、小売店での食品表示の状況を確認し、情報を県にお寄せいただく食品表示ウォッチャーを募集します。
- ☆ 食品表示の適正化に向け、食品表示ウォッチャーからの報告をもとに、県や国などが確認調査を行い、必要に応じて改善指導を行いますので、大切な役割を担っていただいております。
- ☆ 特別な知識や経験は不要です。必要な食品表示のルールは研修会で学べます。

平成30年度食品表示ウォッチャー募集要領

1 目的

消費者の方々から、食品販売店における不適正な食品表示に関する情報提供等を行っていただくことを通じて食品表示の適正化を図ることを目的に「食品表示ウォッチャー」を募集します。

2 活動内容

- (1) 食品販売店で、食品の原産地表示などの状況を月2店舗以上確認し、概ね2月に1回（年6回）報告していただきます。
- (2) 随時、不適正な食品表示の情報提供を行っていただきます。

3 応募資格

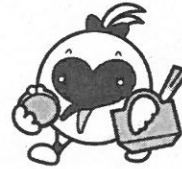
- (1) 県内在住の満20歳以上（平成30年4月1日現在）で、食品表示に関心のある方
 - (2) 年間を通じて、定期的な報告と情報提供ができる方
 - (3) 研修会（4月下旬開催予定）、情報交換会（10月開催予定）に出席できる方
- ※ 食品表示ウォッチャー経験者も応募いただけます。

4 任期

委嘱の日から平成31年3月31日まで

5 謝礼等

- (1) 年額6,600円の範囲内で謝金をお支払いします。
- (2) 報告書類の郵送費や研修会等への参加旅費は、県が負担します。
- (3) 食品販売店への交通費等は、食品表示ウォッチャーの負担となります。
- (4) 謝金のお支払いの際、マイナンバー（個人番号）をご提示いただきますので、ご了承ください。



6 募集人数

60人

7 応募方法

裏面の申込書により、郵送又はファックスで申し込んでください。県庁ホームページの「募集・申込」ページにも掲載していますので、電子メールでも応募いただけます。

8 募集期限

平成30年3月20日（火）まで（郵送の場合は消印有効）

9 選考方法

応募の動機、地域バランス等を考慮の上選考し、結果を応募者全員に対して通知します。（応募書類は返却いたしません。）

10 その他

食品表示ウォッチャーには、法律に基づく検査権限等は付与されていないので、店内での写真撮影、伝票の閲覧、表示内容の指導など、風評被害の発生や営業妨害の恐れがある行動は認められていません。



【お問い合わせ・申込先】

〒950-8570（住所記載不要）

新潟県 農林水産部 食品・流通課 消費拡大係 あて

TEL（直通）：025-280-5743 FAX：025-280-5548

メールアドレス：nigt060040@pref.niigata.lg.jp